

## 大阪はびきの医療センター工事实績条件取扱基準(設備工事)

大阪はびきの医療センター

### (目的)

- 1 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪はびきの医療センター建設工事条件付一般競争入札実施要領第9条第1項に基づいて、大阪はびきの医療センターが発注する設備工事に、工事实績を求める場合の工事实績条件の取り扱いについて必要な事項を定める。

### (適用)

- 2 電気設備工事及び機械設備工事について、工事实績を求める場合は、別紙－1又は別紙－2の規定を適用する。  
その他の設備工事については、2億円以上の場合、工事内容に応じて工事案件毎に定めることができるものとする。

### (工事实績条件)

- 3 工事实績条件は、下記の項目について別紙の条件とし、項目や調整率等については、工事案件の施工の難易度、特殊性等を総合的に判断して、適切に適用するものとする。

(1) 実績評価物件

(2) 計画用途別工事实績条件

イ 用途

ロ 面積

ハ 各種設備容量

ニ 病床数

(3) その他

### (提出書類)

- 4 工事实績を証する書類を以下のとおり提出するものとする。

(1) 契約書(写し)、又はこれに準ずるもの

(2) 図面(写し)・・・工事特記仕様書、平面図、系統図その他必要な図面

### (構造等)

- 5 延べ面積は建築基準法上と同様の取り扱いとする。

### (実績の有効期間)

- 6 工事实績として有効な実績は、以下のとおりとする。

(1) 公共工事のうち、「参加資格確認申請書」の提出日から過去15年以内に完成し発注者への引渡しが完了したものとする。

「公共工事」とは、国、地方公共団体、地方住宅供給公社、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人が発注者となっている工事とする。

(2) 前項以外の実績は、「参加資格確認申請書」の提出日から過去10年以内に完成し発注者への引渡し completed したものとす。

(対象物件)

7 工事实績は、1契約によるものとす。ただし、建築元請業者からの一次下請業者としての工事实績も認めるものとす。

(事実確認等)

8 工事实績について疑義がある場合は、対象物件を所管する特定行政庁や発注者に問い合わせるなど、事実確認を行う。その上で、記載事項が事実と反する場合は、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を講じることもある。

(その他)

9 本取扱基準と電子入札公告が相違する場合は、電子入札公告を優先する。

本取扱基準に定めのない事項又は本取扱基準に関して疑義が生じたときは、工事内容等に応じて、事務局長に諮った上で決定する。

令和6年 10 月1日

[別紙-1] 工事实績条件（新築、改築、増築：電気設備工事及び機械設備工事）

実績評価物件

工事实績の対象物件は発注者の官民を問わず全てのものとする。

工事实績の対象物件は、医療施設及び医療施設に附帯する施設（以下「医療施設等」と言う。）の新築、改築、増築の物件を対象とする。

参加資格確認申請書提出日に必要な工事实績は下記のとおりとする。

(1) 計画用途別工事实績条件

計画用途別工事实績条件は、次表、イ、ロ及びハの内、必要な項目による。

○印の項目について、工事实績条件を定める。

計画用途	対象物件の発注時の等級	延べ面積	病床数	各種設備容量	工事实績の建物種別
医療施設	A 等級	○	○	○注③	医療施設等
医療施設に附帯する施設	A 等級	○	- 注②	○注③	注①

注①：工事实績の用途について別途定めることができる。

注②：原則適用しない。ただし、安全対策上、必要がある場合は適用することができる。

注③：工事内容により、各設備に適宜適用することができる。

イ 用途 上記表により、計画用途別に定める工事实績の建物種別とする。

ロ 面積

○工事实績として必要な延べ面積は下記計算式による数値以上（整数）とする。

計画延べ面積 × 調整率 = 必要延べ面積（小数点以下は切り上げる。）

○調整率 次表による。

計画用途	調整率
医療施設	0.8
医療施設に附帯する施設	0.7

ハ 病床数の実績

○工事实績が必要として、求める病床数は、次表による。

対象物件の発注時の等級	実績として求める病床数の条件
A等級	200 床以上

二 各種設備容量

○計画内容により、工事实績を求める対象設備を適宜定めることができる。ただし、受変電設備については、原則として、工事实績を求める対象設備とする。

○工事实績として必要な設備容量は、計画内容により対象設備の総容量又は 1 基あたりの容量とすることができる。

○工事实績として必要な設備容量は、原則下記計算式による。

計画設備容量 × 調整率 = 必要設備容量（小数点以下は切り上げる。）

○調整率 次表による。

計画用途	調整率
医療施設	0.8
医療施設に附帯する施設	0.7

(2) その他

○工事実績が共同企業体による受注の場合の取り扱い

共同企業体での工事実績は下記の計算式による。ただし、共同企業体としての工事実績の100%を上限とする。

【計算式】工事実績(延べ面積、各種設備容量)

= 共同企業体としての工事実績(延べ面積、各種設備容量)

× 共同企業体での出資比率 × 2.0

○建物用途等により施工難度等の特殊要件を必要とする場合は別途工事実績要件を定めることができる。

〔別紙－2〕 工事实績条件（改修：電気設備工事及び機械設備工事）

実績評価物件

工事实績の対象物件は発注者の官民を問わず全てのものとする。

工事实績の対象物件は、医療施設及び医療施設に付帯する施設の増築又は改修の物件を対象とする。

ただし、設備機器のみの改修については、同種の工事の更新の実績も対象とできるものとする。

参加資格確認申請書提出日に必要な工事实績は下記のとおりとする。

(1) 計画用途別工事实績条件

計画用途別工事实績条件は、次表、イ、ロ及びハの内、必要な項目による。

○印の項目について、工事实績条件を定める。

計画用途	対象物件の発注時の等級	請負代金額	病床数	各種設備容量	工事实績の建物種別
医療施設	A等級	○	○	○ 注③	医療施設
	B等級	○	○		
	C、D等級	—			
医療施設に付帯する施設	A等級	○	— 注②	○ 注③	注①
	B、C、D等級	—			

注①：工事实績の用途について別途定めることができる。

注②：原則適用しない。ただし、医療施設と同一棟内で、安全対策上、必要がある場合は適用することができる。

注③：改修内容により、各設備に適宜適用することができる。

イ 用途 医療施設又は医療施設に付帯する施設の工事实績とする。

ロ 請負代金額の実績

○工事实績として必要な請負代金額は、次表による。

対象物件の発注時の等級	対象工事を実績として求める請負代金額の条件	備考
A等級(5億円以上)	3.5億円以上	各等級最低金額×0.7
A等級(4億円以上)	2.8億円以上	
A等級(2億円以上)	1.4億円以上	
B等級(5千万円以上)	3.5千万円以上	

ハ 病床数の実績

○工事实績が必要として、求める病床数は、次表による。

対象物件の発注時の等級	実績として求める病床数の条件	備考
A等級	200床以上	
B等級	200床以上	
C、D等級	100床以上	

二 各種設備容量

○改修内容により、工事实績を求める対象設備を適宜定めることができる。ただし、受変電設備については、原則として、実績を求める対象設備とする。

○工事実績として必要な設備容量は、改修内容により対象設備の総容量又は 1 基あたりの容量とすることができる。

○工事実績として必要な設備容量は、原則下記計算式による。

計画設備容量×調整率＝必要設備容量(小数点以下は切り上げる)

○調整率は、0.8～0.4 によるものとし、0.1 単位で改修内容により増減できるものとする。

(2) その他

○工事実績が共同企業体による受注の場合の取り扱い

共同企業体での工事実績は下記の計算式による。ただし、共同企業体としての工事実績の 100% を上限とする。

【計算式】工事実績(請負代金額、各種設備容量)

＝ 共同企業体としての工事実績(請負代金額、各種設備容量)

× 共同企業体での出資比率 × 2.0

○建物用途等により施工難度等の特殊要件を必要とする場合は別途工事実績要件を定めることができる。